

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

「解約保証」のはずが・・・定期購入トラブルに注意

インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。(60歳代 男性)

【ひとこと助言】

商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品の可否や条件をしっかりと確認しましょう。

見守り 新鮮情報②

便乗詐欺にご注意ください！ 新型コロナウイルス 正確な情報をもとに冷静な対応を

業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したい」と言われた。(80歳代 女性)

【ひとこと助言】

社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談も寄せられています。行政から委託されたという業者等からの怪しい電話や訪問、心当たりのない発信元からの怪しいメール・SNS等、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。今後、新たな手口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスに関連した情報発信を行っています(「国民生活センター コロナ」等で検索)。根拠のないうわさ等に混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141(直通)
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

